委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○ 知事	市区町村長等
2. 都道府県名	北海道	
3. 市区町村名	美唄市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	9-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2015070800137/	

執行機関名 美唄市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	美唄市医療費助成条例(昭和49年条例第6号)による乳幼児等に対する医療費の 助成に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月11日条例第27号)別表第1 第1の項美唄市医療費助成条例(昭和49年条例第6号)による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	美唄市医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母又は父と児童及び <u>乳幼児等</u> に対し医療費の一部を助成することにより、 <u>保健の向上</u> に寄与するとともに、 <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		美唄市医療費助成条例(昭和49年条例第6号) 美唄市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第4号)